

○ 納税証明書（その1）

納税証明書
(その1 納税額等証明用)

住所(納税地)

氏名(名称)

税目	納付すべき税額		納付済額	未納税額	法定納期限等
	申告額	更正・決定後の額			
	円	円	円	円	

(備考)

○ 証明書発行日現在の納付すべき税額等は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局(国税事務所)の調査による更正等により異動を生じる場合があります。

上記未納税額●●円については、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条により読み替えて適用する国税通則法第46条第1項の規定による納税の猶予中です(猶予期限：令和●年●月●日)。

徴管(証明)第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

税務署長

財務事務官



令和 年 月 日

(特別徴収義務者)	住所所在地	
	氏名称	様

〇〇都道府県知事又は〇〇市区町村長 印

徴収猶予許可通知書

特

令和 年 月 日に地方税法附則第59条第1項の規定により申請があった徴収の猶予については、次のとおり許可しましたので通知します。

徴収の猶予に係る税等	年度	税目	納期限	税額	本税以外(延滞金等)	納付書番号等	徴収猶予許可期間
				・	円		
			・				納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
			・				納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
			・				納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
			・				納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
	合計						

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇知事又は〇〇市区町村長に対して書面をもって審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求はできなくなります。）。審査請求書は、正副2通提出しなければなりません。なお、審査請求書は〇〇を経由して提出することができます。

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〇〇都道府県又は〇〇市区町村を被告として（訴訟において〇〇を代表する者は〇〇知事又は〇〇市区町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

連絡先: 〇〇都道府県又は〇〇市区町村 課名 担当名 電話番号

徴収 の猶予通知書

第 年 月 日 号

納税者又は特別徴収義務者
住所又は所在地

氏名又は名称 様

財務事務所長 印

年 月 日にあなたから申請のあつた 徴収 の猶予については、地方税法附則第 59 条第 1 項に該当するため、下記のとおり徴収を猶予したので、(同条第 3 項において準用する) 同法第 15 条の 2 第 1 項の規定により通知します。

猶予金額		円			猶予期間		年 月 日 から 年 月 日 まで	
猶予金額の内訳	年度 期(月)分	税目 課税番号	納期限 督促状発付	税額 (円)	加算金額 (円)	延滞金額 (円)	滞納処分費 (円)	備考
	合 計							
納付 (納入) の計画	上段：納付(納入) 予定日、下段：納付(納入) 予定額(円)					合計金額	円	
	※法律に基づいて納付(納入)すべき延滞金については、本税の納付(納入)が完了した後に納付(納入)する。							
備考								

(注) この処分に不服がある場合は、この文書を受け取つた日の翌日から起算して 3 月以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく、この処分を行つた財務事務所長を経由して提出してください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決書を受け取つた日の翌日から起算して 6 月以内に、静岡県を被告(訴訟においては知事が被告の代表者となります。)として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求をした日から 3 月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。